

本セミナーは今月号をもって、いよいよ最終回となります。  
最後に、基本的な「著作権契約書」を実際につけてみましょう。最低限、「当事者間で何をしたいか」という意思表示が書かれていれば契約書は成立します。気軽にトライしてみましょう。



なかがわ

2009年から始まった本セミナーも最終回です！

な)最後のまとめとして、著作権契約書を実際につけてみよう。

チ)ええーっ!?! そんなの無理だよお。これまでの2回の講義で、契約は難しいってことがよ〜く分かったもん。

な)「習うより慣れろ」だよ。契約書は、当事者間で取り決めた内容を文章にすれば、出来上がり。著作権契約のコツさえ掴めば、基本的な契約書の作成は難しいよ。

チ)最後の最後に大きな試練が降りかかってきたなあ〜。

ついにこの日がやってきてしまったんだネ。



チョッキー

## 1. いろいろな著作権契約

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

な)「著作権契約書は簡単に作れる」とはいても、同契約には、いろいろな種類があるんだ。「著作権契約書」と聞いて、チョッキーはどんなものを思い浮かべる？

チ)コンピュータ・プログラムをインストールするときに同意しなくちゃならない「規約」とか、あとはアニメのキャラクターの「商品化契約書」とかかな。

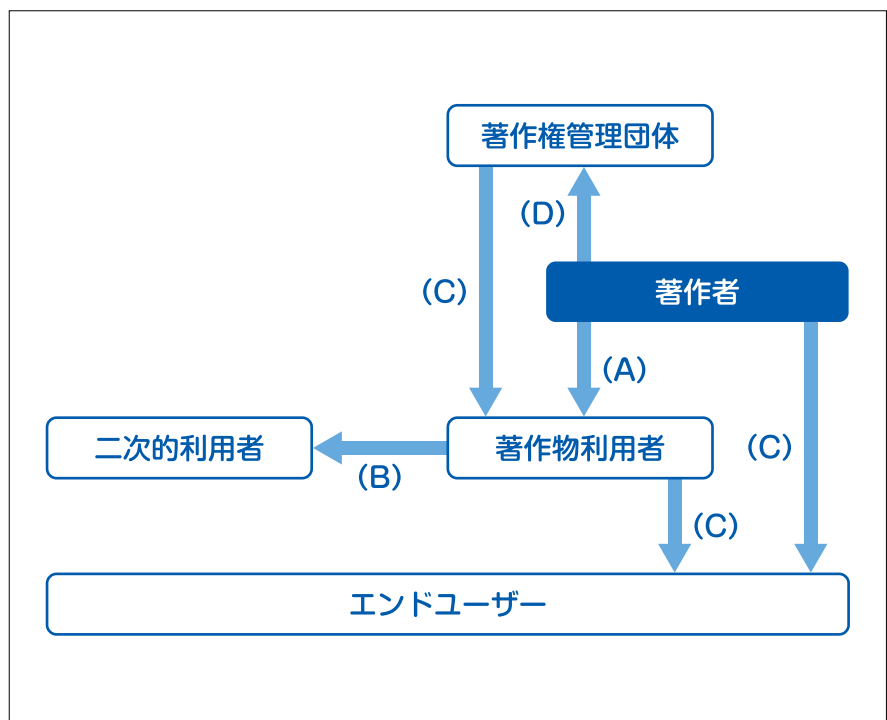
な)著作権契約書には、著作者を中心に次のようなものがあるんだよ。整理しよう。

- (A)の例として
- ・プログラム開発委託契約
  - ・ゆるキャラ制作委託契約
  - ・キャラクター著作権譲渡契約
  - ・漫画等の出版契約
  - ・小説や漫画等の翻案管理契約

- (B)の例として
- ・キャラクターの商品化契約
  - ・小説や漫画等の映画化契約

- (C)の例として
- ・プログラムの使用許諾契約
  - ・データベースの利用許諾契約

- (D)の例として
- ・著作権管理委託契約



チ)へー、著作権契約書といっても、いろいろな方向に向かう契約書がいくつもあるんだね。

な)単純化すると、著作権者を中心として下流側は利用、上流側は管理ということだよ。次に、著作権の取り扱いという視点から、整理してみよう。

## 2. 譲渡契約と利用許諾契約

な)チョッキー、次の事例を考えてみてくれる？

### 問題

A県の観光協会が、エッセイストのX氏に県の名産品であるカニについてのエッセイの執筆を有償で依頼し、X氏は承諾のうえA県の観光広報誌に寄稿した。

数年後、A県の観光協会の担当者は、X氏がB県の観光広報誌にカニの産地のみを変えた、ほぼ同じエッセイを執筆しているのを発見した。

A県の観光協会は、著作権法に基づきX氏に対応を求めることができるか？

チ)Xさん、そんなことしちゃダメでしょ！ A県の観光協会がXさんに文句を言いたい気持ちはよく分かるヨ！

な)そうだね。でも、著作権法的にはどうだろう？ A県の観光協会とXさんとの間に成立した寄稿契約がどんなものなのかを考えてみよう。まず、著作権の存在する文章が合法的に印刷物に掲載されるのは、次の4つの場合だけなんだよ。

### 文書の合法利用

- ① 著作権全体が印刷物の発行者に譲渡されている（著作権法61条1項）
- ② 著作権のうち著作権法21条の複製権が発行者に譲渡されている（同上）
- ③ 同複製権に出版権が設定されている（著作権法79条1項）
- ④ 広報誌に掲載する利用許諾をしている（著作権法63条1項）[私的複製（著作権法30条）や引用（著作権法31条）などの権利制限規定に該当する場合を除く]

チ)上の事例も、この4つのうちのどれかに該当するってことだね。

な)そう、①②が著作権譲渡、③④が利用許諾だね。チョッキーはどれだと思う？

チ)普通に考えれば、④の単純な利用許諾だよネ。

な)そのとおり。つまり、A県の観光協会は、当該エッセイについて自分が使用するという権利しか有していないということだよ。だから、答えは「A県の観光協会は、著作権法的にはX氏に対して何ら文句を言えない」というのが正解だよ<sup>※1</sup>。

チ)なるほど。でもサ、さすがに①②の権利の譲渡は主張できないと思うけど、Xさんがエッセイの執筆について許諾したとき、A県の観光協会に出版権<sup>※2</sup>が設定されたと考えて、他人の利用ができなくなる③を主張することはできないの？

な)それは難しいだろうね。チョッキーの言うとおりに、出版権は「頒布の目的をもって、(中略)原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により(中略)複製する権利を専有する」(著作権法80条1項)という強力な権利なんだ。特許法にたとえると専用実施権と同じだよ。明確な意思表示なしに、通常実施権がいつの間にか専用実施権になってしまう……なんてことはあり得ないでしょ？

チ)口頭で著作物の利用を取り決める場合は、著作物の単純な利用許諾と考えるべきなんだね。

A県とXさんの事例はどれに当たるかな？



※1) 文章の類似性にもよるが、X氏の行為は信義則違反の行為になりかねないので、民法1条に基づいて抗議することができるかもしれない。

※2) 出版権は、著作権全体に設定されるものではなく、著作権法21条の複製権のみに設定されるものである(著作権法79条1項)。近年、小説や漫画等の著作物が「複製」ではなく、ネット上の「公衆送信」で利用されるようになってきていることに鑑み、著作権法23条の公衆送信権に設定できる「電子出版権」の新設が議論されている。

### 3. 信託契約という特殊な契約

※3) 自ら所有する印刷物を電子データ化する行為(自炊行為)を代行する業者を、同代行為は著作権法30条に規定する私的複製に当たらないとして、著作権者が訴えた事件。まだ、決着はついていないが、筆者も同条の「使用する者が複製する」に該当しないと考える。

チ)横道にそれるけど、自炊業者に対して訴えを起こした訴訟<sup>※3</sup>の記者会見の様子を映像で見ていると、小説家や漫画家がズラリと並んでいたね。

な)そりゃ、著作権に基づく差止請求権を有するのは、著作権者か出版権者だからね。著作権者である小説家や漫画家が、訴訟当事者として出てくるのは当然だよ。

チ)でも、過去に音楽の著作権侵害についてたくさん訴訟があったでしょ。作詞・作曲家がズラッと並んで、記者会見したなんて記憶がないんだけど。

な)チョッキー、スルドい! 音楽著作権関係の訴訟で有名なものに、カラオケ法理で有名な「キャッツアイ事件」(最判S63.3.15)や、P2Pの音楽ファイル交換ソフトを違法とした「ファイルログ事件」(東京高判H17.3.31)などがあるでしょ。これら事件の訴訟当事者は、個々の作詞・作曲家ではなくて、日本音楽著作権協会(JASRAC)なんだよ。

チ)……ということは、JASRACが著作権を持っているってこと?

な)そういうこと。音楽の著作権者が著作権管理団体であるJASRACと著作権管理契約を交わすと、その著作権はJASRACに移転するんだ<sup>※4</sup>。

チ)うわぁ、著作権管理契約って、著作権が移転する契約なんだ。

な)う〜ん、そういう場合もあるってことかな。

チ)ん〜? ハッキリしないなあ。

な)いやいや、管理契約の定義は著作権等管理事業法に規定されているんだけど、「委託者が受託者に著作権等を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする」信託契約の他、「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ(中略)著作権等の管理を行わせることを目的とする」委任契約もその対象としているからね<sup>※5</sup>。管理契約次第ってこと<sup>※6</sup>。

チ)契約書は確認しないとネ。じゃ、著作権が移転する信託契約ってどんな契約なの?

な)簡単に言ってしまうと、著作権者は、信託した期間、著作権を管理事業者に移転して活用してもらい代わりに、得られた利益から金銭を受け取る信託受益権を持つ契約なんだ。当然、信託契約が終了すれば、著作権は戻されるよ。

チ)信託期間中は、作詞・作曲者が自ら権利行使できないんだね。ということは、例えば、「Yさんにはボクの音楽を使わせないでね」という依頼もできないんだ?

な)そう、権利者じゃないからね。それに、著作権等管理事業法では、管理事業者に著作物利用の応諾義務も課せられているんだよ<sup>※7</sup>。それでは、著作権契約には3種類あるということを確認してね。

まとめ  
① 譲渡契約(著作権者が変わる)  
② 出版権契約・管理委任契約を含む利用契約(著作権者は変わらない)<sup>※8</sup>  
③ 信託契約(著作権者が変わる。ただし、信託契約の終了後、著作権は戻される)

チ)ラジャー!

※4) JASRAC著作権信託契約約款3条1項

※5) 著作権等管理事業法2条

※6) JASRAC以外の、音楽著作物の管理事業者である、イー・ライセンスやJRCは委任契約方式を採用している。

※7) 著作権等管理事業法16条には「著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない」と規定されている。これを著作権等管理事業者の応諾義務という。

※8) 著作権法では「利用」ということばを著作権法の支分権に基づいた行為(同法28条、31条、32条等)に、「使用」ということばを著作権法が関与しない知覚・使用行為(同法30条、33条の2など)に使っている。このため、一般には、文章や音楽を複製・頒布する通常の契約には「利用契約」、プログラムなど著作権を超えて行為規制する契約には「使用契約」とタイトルが付けられている。

## 4. 著作権の譲渡契約書作成のポイント

な) それじゃ、いよいよ実際に著作権契約書を作ってみよう。

チ) うへー！(汗)

な) うわっ、何、その元気がない返事。さっき整理した3種類のうち、基本的な著作権の譲渡契約を作ってみるよ。注意するポイントは、次の3つ。

ポイント

### 著作権譲渡契約におけるポイント

- ① 著作権のうち、翻案権（著作権法27条）、二次的著作物（同28条）の取り決め
- ② 著作者人格権の取り決め
- ③ 権原保証



チ) ……あれ？ 意外にシンプルだね。①は、前回やった「すべての著作権」と書いても、実際、すべての著作権は移転されない、というアレだよな。②は、著作者人格権は移転できないから、著作者人格権の不行使特約をもらうってこと？

な) 必ずしも、不行使特約をもらう必要はないけどね。公表権（著作権法18条）については、依頼内容から公表の黙示承認があると考えていいけど、氏名表示権（同19条）や同一性保持権（同20条）については、当事者間で取り決めをしないとね。

チ) ③の権原保証っていうのは何？

な) 著作物の創作者に、「この著作物は他人の著作権を侵害しません」という保証をもらうことだよ。

チ) え！？ なんかソレ、創作者に厳しすぎない？

な) 確かに特許権の譲渡者が「この発明は他人の特許権を侵害しません」なんて保証をうっかりしちゃうと、譲受人の特許権侵害の責任を負うことになってしまうからコワイよね。でも、著作権侵害の成立<sup>※9</sup>には「依拠性」が求められるでしょ？

※9) 4月号のSeason-8、Vol.1を参照。

チ) あっ、なるほど～！ オリジナルなら、たとえ他の著作物に偶然類似していても、侵害にならないんだね！

な) そう。だから、この権原保証は、創作者に注意を促す規定でもあるんだよ。それではチョッキー、キャラクターの著作権の譲渡契約を作ってくれるかな？

チ) い、いきなり！？ これだけの説明じゃ、どう考えても無理デショ！

な) フッフッフッ、そこで登場するのがコレだよ！ 文化庁印の「著作権契約書作成支援システム<sup>※10</sup>」～！



※10) キーワード「著作権契約」「作成」「システム」で検索エンジンを使って調べても簡単に見つかる。  
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/c-system/index.asp>

チ) 著作権契約書作成支援システム??? 何これ？



## 5. 著作権契約書作成支援システム

な) 質問に答えるように空欄を埋めると、著作権契約書を自動的に作ってくれる文化庁のウェブサイトだよ。

※11) 契約書類型として7つの他、募集要項類型として2つの合計9つが挙げられている。募集要項の8は、「ゆるキャラ」募集のひな形として利用することができる。

(契約書)

1. 講演、パネルディスカッション、座談会
2. 演奏会、上演会等における実演
3. 原稿の執筆
4. イラストの作成 (ポスター・パンフレット等の作成)
5. ビデオ (会社のイメージ映像、社員研修用映像等) の作成
6. 写真の撮影
7. 既存の原稿 (エッセイ、詩、小説等) やイラスト、写真などの利用許諾

(募集要項)

8. 主催者が利用するイラスト等の公募
9. 展覧会、発表会、コンクール等の作品募集

※12) この「著作権契約書作成支援システム」の使いやすいところは、単純な著作物の譲渡契約ではなく、作成委託契約を取り込んだ契約書を作れることである。

※13) なお、「ドーナツ20個」は金銭ではないので不要だが、「1万円」「10万円」等の金銭を記載した場合は、収入印紙を貼付する必要がある (100万円以内ならば200円の収入印紙)。詳しくは、国税庁のホームページを参照のこと。

※14) 『あまちゃん』好きの知財関係者は既にIPDLで調査していると思うが、商標「じぇじぇじぇー!」は平成25年6月18日、NHKエンタープライズによって12分類で出願されている (商願2013-46638号)。「じぇじぇじぇ」の魅力に気づくのに、放送開始から2カ月半もかかるなんて、「甘いな」と思う筆者でした (エラそう (笑))。



チ) おお〜! カッコいい〜! いくつもの種類があって、選べるんだね<sup>※11</sup>! で、どうやって使うの?

な) じゃあ、チョッキーにキャラクターの絵柄の作成を依頼して、その著作権の譲渡を受ける、という状況で契約書を作ってみよう。絵柄の契約だから「イラストの作成」を選んでみようか。

チ) あ、入力画面が出てきたね。とりあえず……じゃあ、「ネズミとネコのキャラクター」を描くことにして、納品は「JPEGデータ」っと。当事者は作成者がボクで、依頼者はセンサーだね。納品日は仮に「12月1日」にして……<sup>※12</sup>。

な) 著作権は翻案権等も含めて譲渡してもらおうとして、「はい」を2つチェック。氏名表示はなしにして「いいえ」にチェック。報酬は……ドーナツ20個でどう?

チ) やったあ〜! でも、「ドーナツ20個 (消費税込み)」って変じゃない?

な) あとで修正すればいいから、とりあえず何でも書いてみよう<sup>※13</sup>。

な) で、「入力確認」ボタンを押すと、入力確認画面になり、さらに、「契約書作成」ボタンを、ポチッと押すと……どう?

チ) じぇじぇじぇっ<sup>※14</sup>! 契約書ができた! すごーい。ビックリ!!

な)それを、Wordにコピーして修正してごらん。立派な著作権譲渡契約書の出来上がりだよ。さっき説明したポイント①～③もバッチリ入っているでしょ？

※15) 今回は、データでの納品のため、不要となる。

**契約書**

チョコッキー（以下「甲」という。）となかがわ（以下「乙」という。）とは、イラストキャラクターの絵柄作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（委託）  
乙は、甲に対し、以下のイラストキャラクターの絵柄（以下「本著作物」という。）の作成を委託し、甲はこれを受託した。  
(1) テーマ：ネズミとネコのキャラクターの絵柄  
(2) サイズ：

第2条（納入）  
1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、平成25年12月1日までに乙に対して納入する。  
・JPEGデータ  
2 乙は、前項の納入を受けた後、速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。  
3 納入物の所有権は、対価の完済により乙に移転する。\*15

第3条（権利の帰属）  
本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価の完済第6条のドーナツをおごることにより乙に移転する。

第4条（著作者人格権）  
1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とするしない。  
2 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

第5条（保証）  
甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

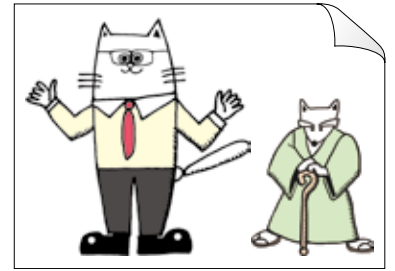
第6条（対価）  
乙は、甲に対し、キャラクターの絵柄作成業務及び本著作物の著作権譲渡の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金ドーナツ20個円（消費税込み）を、平成一年一月一日までに支払うを納品後速やかにおごる。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 チョコッキー 印

乙 住所  
氏名 なかがわ 印



なるほど著作権セミナー、いかがでしたか？  
また、どこかでお会いしましょう！



チ)ホントだ。何だか急に著作権契約書が身近になったよ。

な)でしょ？ 読者の皆さんも、このシステムをぜひ試してみてくださいね。

チ)それじゃ、契約書に従って……（サラサラ）ほら、「ネズミとネコのキャラクター」描いたよ！ 後でJPEGデータを送るから、ドーナツ20個おごってね～！

な)わ、しまった(笑)。でも、チョコッキーがせっかく書いてくれたキャラクターだから、使わせてもらうよ。

チ)わーい！

な)読者の皆さん、長い間、本連載を読んでもいただき誠にありがとうございました。  
機会があれば、また、お会いしましょう。

チ)またね～！



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-7-8  
ランディック第2虎ノ門ビル5階  
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki  
URL : <http://www.ks-df.com/>  
E-mail : [ksdesign55@hotmail.co.jp](mailto:ksdesign55@hotmail.co.jp)